

性暴力の防止について

2026年12月25日に「こども性暴力防止法」が施行され、こどもに対して教育・保育等を提供する事業者には、従事者による性暴力を防止するための措置（安全確保措置）が義務付けられます。また、性暴力を防止していくためには、性暴力につながる可能性がある「不適切な行為」についても、皆で注意し、防止していくことが必要です。

このため、兵庫県立但馬やまびこの郷のメンタルフレンド及び実習生についても、性犯罪歴の有無の確認が必要となります。

※2026年中に活動される方：誓約書により確認します。

※2027年以降に活動される方：誓約書に加え、こども家庭庁が実施する性犯罪歴の有無の確認手続きが必要となります。

■ 性暴力とは

- ・性暴力とは、児童等の意思に反して性的な行為・接触・要求・撮影等を行うすべての行為を指します。
- ・具体例：不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき・盗撮 等。

■ 性暴力につながる可能性がある「不適切な行為」とは

- ・児童等と私的な連絡（個人 SNS や個人メール等）を交換し、私的なやりとりを行う。
- ・私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する。
- ・不必要に児童等と密室で二人きりになる状況をつくる。
- ・児童等に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている等）。
- ・不必要に、児童等が更衣中の部屋に入室する。
- ・特定児童等のみを贖身し、児童等本人が心理的依存や不利益を受けるような関係を構築する行為 等。

■ 犯罪事実確認について（2027年以降の活動者対象）

- ・性犯罪歴の有無の確認のため、メンタルフレンド及び実習生本人がこども家庭庁に戸籍情報等を事前に提出する必要があります。

※日本国籍の方で、確認に2週間～1か月程度を要します

- ・性犯罪歴が無いと確認された場合のみ、メンタルフレンドの登録又は実習の許可を行います。このため、実習生は資格取得等に影響が生じることがあります。

■ 制度の詳細

こども家庭庁HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>